

「悪質商法対策ゲームⅡ+PLUS」を 授業で活用いただける先生募集！

2018年11月に当センターから発行した『悪質商法対策ゲームⅡ+PLUS』は、さまざまな悪質商法の事例とその基本的な対処・対策について、すごろくとカードを用いたゲームを楽しみながら学べる教材です。悪質で巧みな販売勧誘や詐欺事件が社会問題となる中、消費者として知っておきたい販売勧誘の断り方、契約の基本やクーリング・オフ制度、消費生活センターの役割などについて学ぶことができます。



この度、本教材を授業で活用し、実践の様子・結果についてご報告いただける先生を募集します。ご協力いただける先生には、本教材を必要部数提供致します(6部を限度とし、応募多数の場合は選考となります)。実践報告は本誌への掲載等で活用させていただきます。

応募の詳細については、下記までお問い合わせください。

応募期限：2019年2月22日 お問い合わせ：消費者教育支援センター TEL：03-5466-7341

高等学校公民科での活用例

*付属の「指導の手引き」より

単元名：

- 現代社会(2)現代社会と人間としての在り方生き方
- Ⅰ 現代の経済社会と経済活動の在り方
- 政治・経済(2)現代の経済
- ア 現代経済の仕組みと特質

導入
10分

「暮らしの中の契約クイズ」(ボード裏面)を使って契約の成立について確認する。



展開①
5分

「契約」や「契約自由の原則」を理解し、契約が取り消される場合はどのような時なのかを理解する。(ワークシート「契約って何だろう?」を配布)



教材の詳細については、当センターWebサイトをご覧ください。

展開②
20分

ゲームを通じて、悪質商法の事例と消費者の対処・対策について理解する。

手持ちの「アクションカード」を使って、販売勧誘を「お断り」したり、「クーリング・オフ」や「相談」をしたりすることができます。また、「チャレンジカード」は、消費者問題や消費者の権利と責任などに関するクイズになっており、知識を確認することができます。



展開③
10分

ゲームを振り返って気づいたことや感想をグループで議論する。

まとめ
5分

消費者の権利と責任を理解するとともに、さまざまな悪質商法を通して理解した対処・対策について確認する。

【事前確認・申込書】

「悪質商法対策ゲームⅡ+PLUS」を授業で活用していただくにあたって

1. 申込み対象は、学校（中学校・高等学校等）の教員とします。活用予定の教科・時間をお知らせください。
2. 教材は6部を上限として希望数を無償で提供（送料は当センターが負担）いたします。
3. 申込期限は2019年2月22日（金）です（教材は2月下旬に送付予定）。
申込み多数の場合は、選考となります。選考結果は申込みいただいた方全員に通知いたします。
4. 授業実施後、授業の内容、生徒の様子、意見・感想を含む報告原稿を当センターに提出してください。報告原稿は、当センターが発行する『消費者教育研究』に掲載させていただくことがあります。

【原稿について】

- 分量：A4サイズ 2～3ページ（1ページ1,700字）
※可能でしたら、実践の様子を記録した写真を入れてください。
写真1枚につき、200字程度減らしてください。
- 原稿締切日：2019年5月31日（金）
- 原稿送付方法：Microsoft Wordにて作成の上、下記メールアドレスへ送付。

以上についてご了承いただける場合、下記に必要事項をご記入の上、メールまたはFAX
03-5466-2051でお申し込みください。

ふりがな		希望部数	部
お名前			
学校名		担当教科	
実施予定時期 と教科・時間	2019年 月（上旬・中旬・下旬） ※授業の見学：可・否 実施予定の教科・時間：		
ご連絡先	〒		
	TEL：	FAX：	
	E-mail：		
連絡事項			

※お送りいただいた個人情報は、本教材の送付と実践報告に関する連絡に使用させていただきます。

<問い合わせ先>

公益財団法人消費者教育支援センター 担当：中川、山元
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-17-14 全国婦人会館3階

TEL:03-5466-7341 FAX:03-5466-2051

info (アットマーク) consumer-education.jp